

尾張家一四代徳川慶勝の藩政改革と櫟木植栽

藤田英昭

はじめに

一 櫟木植栽の背景—徳川慶勝の藩政改革—

二 改革の基調と理想の領主

三 徳川慶勝の櫟木研究

四 櫟木植栽の実施—「富国強兵」の模索—

はじめに

おわりに

木植栽と製蠟業とを活発化させていったのである。⁽¹⁾

こうした櫟木植栽については、大蔵永常「農家益」人之巻(享和二年刊)⁽²⁾が、「櫟実登り候國々」として畿内以西の二五か国を挙げていることから、櫟木自体が寒さに耐え得る力が甚だ弱かつたため、暖帯地域である薩摩から肥後を経て九州全域に広がり、さらに中国・四国地方へと普及していく。こうした普及過程については、野口喜久雄氏の労作に詳しく、櫟木の栽培技術や優良品種が、九州・中国・四国地方に伝播していく過程が詳細に論じられている。⁽³⁾当地の各藩は、財政不足を補填するために、殖産興業政策として蠟の専売制を置いて、江戸や大坂市場に移出していったが、実際に九州・中国・四国の一〇藩以上が、櫟実・櫟蠟の専売制を実施しており、各藩における櫟木植栽や蠟専売の事例研究も、古くから多くの蓄積がある。⁽⁴⁾西日本諸藩にとっての櫟木は、財政の再建を支え、殖産興業政策を推進するうえでの有用植物だったと評価できよう。

ひるがえって、尾張徳川家(藩)の場合はどうであったのか。大崎晃氏の研究によれば、木曾山における森林資源の枯渇(尽山)を考慮して、享保

期には年貢木上納制が廃止され、村民救済や木蠟採取を目的とした漆木植栽が奨励されたことが明らかにされている。いっぽうで、同藩において、同じ採蠟植物である櫟木の植栽がどのように実施されたかについては、具体的な展開過程は不明なままである。ただし、結論を先に示せば、尾張藩において櫟木植栽が全藩的規模で行われたのかどうか、または櫟蠟の専売制が実施され、財政補墊・殖産興業策として機能したのかどうかは、今のところ判断する材料に欠けている。この点はしばらく置くとして、ここでは、尾張家一四代当主藩主徳川慶勝の櫟木植栽政策を、その藩政改革と関連づけて評価し、慶勝がいかなる目的で櫟木植栽を実施し、どのよう点に櫟木の有用性を認めていたのかを検討していきたい。あわせて、櫟木がいかなる場所に植え立てられたのか、その意味するところは何なのか、具体的な様相を明らかにしていきたい。

— 櫟木植栽の背景—徳川慶勝の藩政改革 —

高須松平家一〇代当主松平義建の第一子であつた松平義恕(のちの徳川慶恕・慶勝)が、尾張徳川家一四代当主となつたのは、嘉永二年(一八四九)六月四日のことであった。⁽⁷⁾初めて入国を果たしたのは、同四年三月一日で、以後「政事旧弊ノ一洗」⁽⁸⁾を目指した藩政改革を本格的に開始していく。藩主に就任した慶勝の課題は、おもに①人事刷新・人材登用、②財政再建、③海防強化策の三点であつた。以下、櫟木植栽とも密接に関係していたと考えられる改革の内容を見てみよう。⁽⁹⁾

①人事刷新・人材登用は、改革を断行するうえでの前提条件でもあり、おもに国許(尾張)・江戸の意志疎通をはかるため、江戸定詰制の改変を基

本に据えて行われた。「其表(江戸)定居重役之儀ハ、國元困窮之疾苦を弁へ薄ク、隨て用財節儉方不行届、此表(尾張)重役共ハ、其地他向應接無拋物入多之意味弁へ薄ク、自然と両地隔意出来、毎時確執ニ相成」⁽¹⁰⁾ことを憂えた慶勝は、「両地合体」⁽¹¹⁾を目指して江戸詰解任を主とした人事刷新を行していった。財政逼迫に直面した尾張藩が、支出削減を図るためにも、江戸定詰を廃止し交代制とすることは、緊急の課題であったといえる。なかでも、二八年もの長きにわたつて江戸に在勤し、幕閣と癒着し権勢を恣にしていた年寄佐枝将監(種武)⁽¹²⁾については、慶勝自身も「將監儀ハ不人物ニテ、一國中之人望ニ背キ候居候者ニ有之、同人抔其表要路ニ差置キ候てハ、甚以国民治り方之大害に相成申候」と酷評し、改革の実行にあたつて、罷免すべき第一等の人物としたのである。嘉永五年三月に、佐枝は江戸詰を解任され、ついで、改革の障害となる年寄中西筑前守(長穀)らが罷免・左遷されていった。代わつて慶勝の改革に従つた城代肥田孫左衛門(忠篤)らを加判列に進め、さらに慶勝の側近である御小納戸頭取・小姓などには、慶勝の家督相続を推進した田宮弥太郎(篤輝)、長谷川惣藏(敬)、沢田庫之進(盛忠)らを抜擢し、改革を進めていくのである。

②財政再建については、慶勝襲封時の藩財政が、歳入金二四万九二九兩余、歳出金四七万一二六二両余と、すでに破産状態であつたことから、徹底した儉約と経費節減とが奨励された。慶勝が付家老の成瀬正住に示したように、「莫大之借財、其上年々之用度格外之出張り、納払高掛ケ競候得共、支払之方遙ニ多分ニ有之」⁽¹³⁾状態で、「家中宛行渡し方迄も差支」「國民撫育も相缺、幕府之勤向も手支と相成」⁽¹⁴⁾ほどに逼迫していたのである。しかも、嘉永三年七月・八月には、空前の大暴風雨と洪水に見舞われ、財政破綻に拍車を掛けっていた(嘉永二年度の損耗は約六〇万石という)。そのた

め慶勝は、年一万八〇〇〇～九〇〇〇両もあつた御手許入用金を、わずか二〇両程に切り詰め、徹底した緊縮生活を自らに課し、前述したように江戸定詰制に改変を加え、経費節減に努めていったのである。そして嘉永六年には、不要な土地・建物を売却処分し、町方・在方の有力者に財政再建への協力を呼びかけ、また家中一統へ五か年間の献金を求めていった。安政三年（一八五六）には、町人ら債権者五四〇人を城内に集めて藩財政を公開し、献金を求めるとともに、債権の放棄を誘い出すなどして、財政の立て直しを模索していくのである。

そのうえ、慶勝は安政元年から一年にかけて、九代徳川宗睦の寛政期に定められた世禄制を見直すことを表明し、財政整理を進めていった。後述するように、慶勝の改革は、尾張藩「中興の名君」^{〔15〕}といわれる宗睦の治世（宝暦一〇年～一七六〇～寛政二一年～一七九九）を模範としたものであつたが、時勢の変遷とともに弊害を来してきた制度は、その精神に抵触しない限りにおいて、改定を加えていったのである。

世禄制とは、寛政四年に定められた家中の禄制改革であり、御目見以上の家臣に対して、勤仕・年限・養子などにかかわらず、本高・足高ともに世禄として代々継承することを認め、その生活を永久に保証した制度であった。異国船の接近に伴う海防充実を期し、家中の勤役および生活上の不安を解消するために設けられた禄制であつたが、それによつて、家中が安逸・遊惰に流れるという問題にも直面し、さらには世禄制による出費増大が藩財政を圧迫し続けたことも事実であつた。慶勝は「寛政度世禄之御立制ニ基キ、自然と勸懲之二則を立、右之善政を活用」^{〔17〕}すると訓示するとともに、家中の刷新をも見越して、禄制の改正に着手したのである。すなわち、家中の持高は据え置ながら、無役および不行跡の者や、一五歳以下の

家督相続者などは、本禄の一部を一時的に取り上げ、または増役を勤めさせることで、そのうえでその子孫が二代、三代にわたつて父祖の旧悪を補うことができなければ、初めて本禄を削減するなどの打開策を講じ、家中の役高や人員の淘汰を進めていたのである。

③海防強化策については、名古屋城下への通船路に当たり、防衛上の拠点ともいるべき伊勢湾に面した知多半島の防衛を中心に、軍事訓練の強化や西洋砲術の導入など、各種の対策がとられていて^{〔18〕}。尾張藩では、すでに寛政年間に異国船の接近に備えて、知多半島の防衛が講じられていたが、慶勝襲封直後の嘉永三年以降、さらなる海防強化が進められ、安政元年までに台場をふたつ完成させ、各所にのろし台も設け、水軍調練や大砲操練、およびその製造に着手していく。この海防強化策については、慶勝自身の強力な指導によつて遂行されたことが特筆され^{〔19〕}、それゆえに家中を覚醒させるだけではなく、その軍事力を藩主慶勝に収斂させるうえで、一定の効果をもつたものと解される。

しかもここで注目したいのは、嘉永六年のペリー来航後に慶勝が藩内に對して、「異船渡來ニ付、武役ノ輩、軍法精進申付ル、九月二十日ノ頃、軍法猶更究理ニテ、寛政ノ法ニ基キ、近松彦之進ニ命シテ、其事行届候^{〔20〕}」と自書しているように、寛政期の軍制に基づき、「軍法精進」「軍法猶更究理」を命じていたことである^{〔21〕}。慶勝に指示された近松彦之進とは、高一五〇石の書院番士にして、「御軍用御備等補助」を勤めた長沼流軍学師範近松矩弘のことである。安政二年には慶勝の軍学師範となり、同五年の慶勝の隠居・謹慎にともない免職、幽閉に處せられた尾張藩勤王家のひとりであつた^{〔22〕}。この軍学者近松を中心には、寛政期の軍制を軸に据えながら、異国船来航の危機的状況に対処していたことを確認しておきたい。

二 改革の基調と理想の領主

以上見てきた慶勝の改革とは、先にも少し述べたように、九代徳川宗睦の治世へと回帰し、それを模範とする「復古」政策であつたといえる。宗睦自身も、先代徳川宗勝の政策を引き継ぎ、徹底した質素儉約を励行するとともに、派生膨張した藩政機構の縮小と大幅な人員削減を行つていた。⁽²³⁾

分家高須松平家から本家尾張徳川家を相続した慶勝が、その藩政において拠り所とすべきは、四代続いた一代将軍徳川家斉の血統に連なる、いわゆる「押しつけ養子」の当主ではなく、尾張家の正統である初代徳川義直の血を受け継ぎ、かつ時期的にも比較的近く、抱える政治的・経済的・軍事的問題も酷似していた宗睦の治世であつたのである。まさに慶勝は、

「中興の名君」と目された宗睦を強く意識しながら改革政治を断行していくのであり、こうした姿勢は、在府中の慶勝が安政二年二月九日に、藩内に向け発した改革令に如実に示されている。

〔史料⁽²⁴⁾1〕

御改革ニ付、今日於御前被仰出候別紙之趣、在府之輩末々迄不洩様可相触旨

〔御勝手向之儀〕 追々被仰出候通、格段御切替御省略被遊候へ共、從來之御跡引多分ニ而、其上不時之御物入も有之、御取直不被行届、當時必至御行支ニ相成、此姿ニテハ御家中御宛行迄も不行届、不一形御心痛被思召候付、品々御吟味之次第も有之候、就夫寛政度御家中永久相続之為メ、御入増も不被為歎世禄被仰出候ハ、格別之恩召に候処、其後年絆ニ隨ひ諸般之儀超過ニ及び候条も有之候間、一新質素簡易之士

風立戻、上下共苦心を相忍、程を経候而富強ニ趣候様被遊度御主意より、今度專寛政度ニ基き并其余共當今之時勢をも被相合、品々御改革被遊候間、難没ニ者可有之候へ共、御主意之程奉承知、常々格別ニ俟約相用、取統御奉公可仕候、此段申聞候様ニ与之御事候

右の史料は、財政再建を実現するためには、寛政期の世禄制を改定しなければならないとし、「一新質素簡易之士風」に回帰することが不可欠だと表明したものである。その延長線上には、「富強」の実現が企図されたこともわかる。財政逼迫に直面する「当今之時勢」を考慮しながらも、基本に据えるのはあくまでも寛政期の政治理念であり、この姿勢は、家老に示諭した以下の史料からも明確にうかがわれる。

〔史料⁽²⁵⁾2〕

復古調ニ付執政へ御示諭

國家ヲ持張シ、人民ヲ撫育する之根元ハ、上下心ヲ一致ニ致候事肝要ト存候、其心ヲ一致ニするハ、上官下吏擇舉其任ニ当り候より起ル事ニ付、人材養殖ヲ最初ト存候、全体此数年来士風奢侈ニ陥り候より、惰弱之習俗增長致シ、人材自然ト退縮致シ候事ニテ、此弊風ヲ針灸せざれハ、痛痕長平愈難致事と存候、付而ハ心永き事ながら、今より其法を起し度、其仕法ハ寛政度世禄高之御立制ニ基キ、自然と勸懲之ニ則を立、右之善政を活用致シ、上下共此御遺徳ニテ國家保護之道を開キ候ハ、、寔ニ明公(九代宗睦)之御余沢無限事ニ候、(中略)扱此新令(世禄制の改定)ニテ勝手向取償筋ニ差当候主意ハ勸懲を本とし、人材を蕃生せしめ、上下一致之力を尽し、人民撫育・富国強兵之道を開度存念ニて、銘々之宛行を削取、一身之利益ニ致し候筋ニハ決而無之、何れも父祖之偉業を守り、忠孝両全を得せしむる事こそ元より願フ所ニ候

ここで宣言されているのは、「人民撫育・富国強兵之道」を実現するためには、「上下心ヲ一致」させることが重要であるとし、そのためには惰弱の習慣を改め、人心を覚醒させ、「人材養殖」をはかることが不可欠であるということである。そして、その「人材」を適材適所に配置し、直面する種々の課題に対処することが求められていたのであつた。藩が抱える問題を解決するためには、人材確保と士風刷新が重視され、寛政期を目標にすること、「人民撫育」「富國強兵」を達成するというのが、慶勝の改革の眼目であつたといえよう。

このような家中への引き締めだけではなく、慶勝自らも藩主としての自觉を持ち、家中一統へ模範を示そうとしていたことも注意すべき点である。御手許金を削減することで、自身の生活を切り詰めていたことは先に記した通りだが、宗睦の改革にかかる諸文献を側近くに置くことによって、自らの行動指針たらんとしていたことも注目できよう。

慶勝の御手許文庫〔御側御書物日録〕徳川林政史研究所所蔵)を分析した岩下哲典氏によれば⁽²⁵⁾、その蔵書は全三六五冊におよび、そのうち海外情報関連(ペリー来航ほか)五六冊、改革関連(軍制・幕政ほか)一三四冊、家政・学芸・教養(家譜ほか)七一冊、その他一〇三冊にわたっているという。これらの書物は、どのような基準によるか判断できないが、慶勝自身によつて朱丸印・黄丸印、白丸印、轡丸印、白丸黒星印、などの目録にさらに細分され、それぞれの本箱に収納されていたようである。そのうち黄丸印御本箱に納められていた書物は、「表1」の通りである。

慶勝の藩政改革との関連で、注目したい書物は、細井平洲「喫鳴館遺草」(1)と一東実雄「御冥加普請之記」(5)の一冊である。

細井平洲は、尾張国知多郡平島村(愛知県東海市)出身の儒者であり、米

沢藩主上杉治憲(鷹山)⁽²⁶⁾の師となり、改革のブレインとして、その文教政策を支えたことで知られている。その後、平洲は尾張家九代の宗睦から侍読として招聘され、藩校明倫堂の督學となり、また荒廢した農村を廻村し、講和を通じて農村秩序の回復と、領主への絶対的服従を説くなど、領民教化に努めていった。領民だけではなく、理想の領主像も提示しており、「喫鳴館遺草」は、為政者に「修身治国平天下」を説く政治学書であった。

この書物のなかで平洲は、為政者である領主は、一国領民から「天」と仰がれる存在であるから、それに相応しい「徳」を身につけなければならぬと説いている。そして、領主は「臣民の父母」としての「徳」を積み、それを領民に分かち、領民を安心させることが責務であり、そのことによつて領民からの服従が得られるとして、領主が率先して政治刷新に励むようとに求めているのである。宗睦期への「復古」を企図する慶勝にとって、宗睦に登用され、藩の教學振興に大きな影響力を持つ平洲の書物は、座右に置くべき重要な指針となつたであろうことは、容易に察せられる。

いっぽうの「御冥加普請之記」も宗睦の治世にかかる書物で、宗睦を「明君」として理想化したことで知られる。⁽²⁸⁾しかも著者が、西春日井郡北押切村(名古屋市西区)の庄屋一東実雄(利助)であることは注目すべきで、領民による理想の領主像がこの書に示されているのである。「御冥加普請之記」は、庄内川の氾濫という国難に際して、自らの不徳の至りと責める宗睦が、藩士を熱田神宮に遣わし祈願させたところ、俄に風雨が止み、堤防の決壊を免れるという、まさに領民を我が子の如く慈しむ宗睦の姿が描かれている。しかもその仁徳に感謝した領民が、自発的に堤防普請を開始し、宗睦自らも視察におよんでその労をねぎらうといふ、あるべき領主像と領民像とが明示されているのである。領主の徳治を受けた領民が、領主

表1 黄丸印御本箱目録

書籍名	著者	刊行年	備考	所蔵先
1 哚鳴館遺草	細井平洲著	天保6年刊	「修身治國平天下」を説く政治学書	蓬左
2 武器二百図	小林祐獻編・画	嘉永元年刊	二百種の古今の武器をカルタ風に仕立てたもの	蓬左
3 楠兵庫記			楠木正成が子正行に与えたといわれる兵法書	蓬左
4 六体千字文				
5 御冥加普請之記	一東実雄著	寛政12年序	庄内川氾濫に際して理想的な領主・領民の姿を描いた書物	林政史
6 龍鏡譜				
7 蔡公紀年録				
8 千字文			八代宗勝(宗陸の父)の年譜	
9 読書余筆	徳川慶勝筆		君子の道などを記した「盛斎隨筆」(慶勝の隨筆)や「貞觀政要」「劉向説苑」を摘記した書物	林政史、「盛斎」「子忠」印(慶勝蔵書印)あり
10 采雲帖	市河米庵書			蓬左
11 故公遺事隨要	田宮翼著		初代義直の事績をまとめたもの	林政史・蓬左
12 故帝帖	(徳川慶勝書)		市河米庵書「故帝帖」を書き写した折本	林政史・蓬左
13 史籍年表	伴信友著	弘化4年刊	各時代にどのような史料があるかを記した年表	蓬左
14 和漢年契	浅野高藏著	寛政9年刊	天皇・將軍・中国の年号などを記した年表	
15 諸品留			「獻上留」(辛亥・慶勝自筆)のことか	林政史
16 町人之歌				
17 烏鵲圖解				
18 朋字通解		嘉永2年刊	「助辞通解」のことか、文法書	蓬左
19 内海深夷浜浦図			江戸湾の深浅を示した図か	
20 武学拾粹	星野常當著	嘉永6年刊	戦陣などにおける武士の心得指南書	蓬左
21 車書合鑑			初代義直(撰述)	
22 植櫟考	花山亭高一著	天保15年序	櫟木の特色・効用などを説いたもの	蓬左
23 秦寿茶話	秦世寿(松洲)著		秦世寿(明倫堂教授)による良策を書き付けたもの(慶勝による写)	林政史・蓬左、「徳川氏図書記」印あり
24 水老公海防十ヶ条御密簡			徳川斉昭の海防論	林政史、「尾張國主」「源義恕」(慶勝蔵書印)印あり
25 岩草				
26 内密書				
27 植木覺書			亜墨利加船渡来に關することか	林政史
28 植櫟曲	浅見経齋作		藩邸・城内などに植えた櫟木の覚書(慶勝自筆)	林政史
29 尾地震農家田畠破			安政元年11月4日・5日に発生した地震の被害報告書	林政史
30 損帳				
31 東萊焚餘	松尾世良(東萊)著	文化13年刊	漢詩文、東萊は高須出身	蓬左
32 皇国州名歌	市河米庵書	文化13年刊		

* 「徳川林政史研究所蔵 旧蓬左文庫所蔵史料目録」(上)(中)(下)、「名古屋市蓬左文庫国書分類目録」などをもとに作成。
* 所蔵先欄の「林政史」は徳川林政史研究所、「蓬左」は名古屋市蓬左文庫の略である。

に服従・奉公するという構図は、細井平洲の思想を基底にしており、この

書物は、慶勝をして領主としての自覚を促すうえで効果をもたらしたであ

らうことは想像に難くない。

なお、黄丸印以外の本箱にも、「細伝記」「人君孝僕」「君上民父母」「寛政度」など、平洲や寛政期の治世、為政者のあり方に関する書物が、慶勝の手許にあつたこともあわせて指摘しておきたい。

三 德川慶勝の櫟木研究

それでは、寛政「復古」の改革政治と櫟木植栽事業とが、如何なるかたちで結びついたのか。黄丸印御本箱目録(表1)には、はからずも櫟木に関する書物が二冊含まれている。「植櫟考」(22)と「植木覚書」(27)の二冊である。「御側御手許目録」のなかの書物であるので、慶勝が目を通していたことは疑いあるまい。まず、黄丸印御本箱に収納された「植櫟考」(22)の内容を検討することで、慶勝が櫟木について、どの程度の知識を有していたのかを確認しておきたい。

「植櫟考」(徳川林政史研究所所蔵)は袋綴、縦二六・四cm、横一八・八cm、墨付二〇丁の和本であり、四丁目に方形の「徳川氏図書記」印(六四mm×三九mm)が押されている(この蔵書印の四隅には、「尾張」の文字が装飾的に配置されている)。同じ丁には、花山亭高一撰述、玩竹齋満至補訂、艸々庵南陵校正、と著作に関わった面々の名が記される。⁽³⁹⁾ 卷頭には、艸々庵南陵が天保一五年(一八四四)一一月(建子之月)一日に記した以下の序文がある。本文は漢文体だが、引用に際しては書き下しに改め、適宜読点やルビを付した。

[史料3]

題櫟木攷叙

皇園ニ謂フ所ノ黃櫟也者、異邦之黃櫟与類ラ異ニシテ、而シテ其ノ用絲テ來ルコト久シ、余カ相識玩竹齋主人、偶々此書ヲ以テ示サル、其ノ文上ニハ、古籍ニ遡リ、下今世ヲ証トス、雅辞俗譯交々振ヒ、以能ク俚耳ニ通ス、其ノ心ヲ用ウルコト殆ト奥カラズト為ズ、実ニ經國之鴻業、潤屋之永圖ニシテ、而シテ貨殖ヲ闢クノ之捷徑為リ、大ナル力ナ、黃蘆ノ之益有ルコト、之ヲ植ル之術、已ニ東鹵諸州ニ溢觴ス、延テ中國ニ及フ、本藩嚮ニ之ヲ植ウル者有リ、^{レジテ}而遂ニ果サズ、故ニ園人能ク之ヲ知ル者ノ無シ、顧ルニ當時識者微なりしが、將夕其ノ時ニ行レザルヲ知テ、徒ニ口ヲ鉗ムカ、嗚呼亦遺憾ナラズヤ、今マ國家復タヒ此ノ書ニ因テ、良臣ヲシテ之ヲ栽培セシメ、則財用日ニ足リ、國人之ヲ仰カン、國人之ヲ仰テ、而后始テ与ニ忠孝文武之道ヲ言ベキ而已、冀クハ君子之ヲ察セヨ

天保甲辰建子之月初一甲子序

艸々庵南陵撰

まず、玩竹齋と南陵はかつての知り合いであり、南陵は玩竹齋から「此書」、すなわち花山亭撰述の「植櫟考」を示されたという。この書によれば、櫟木を植えることは、国を治める君主の大事業にして、国を豊かにする永遠の計画であり、財政を潤す近道であるという。このように櫟木は有用植物であるが、「本藩」においては植栽事業が本格化せず、領内でその効用を知る者はいないとある。ここでいう「本藩」が、尾張藩を指すのかどうかは(その可能性は高いと思われるが)、玩竹齋や南陵の出自が判明しない以上、何ともいえない。いずれにしろ、南陵はこの書を参照して、櫟木の植栽を「良臣」に命じ、利殖の道をはかるようにと君主に求めているの

である。その本書の構成を示せば、以下の通りである。

櫟樹總論／櫟の木實子まきかたの弁／種子撰之弁／雄木雌木見分様の弁／栽土地見立并栽様の弁／下畠又ハ荒烟栽やうの弁／櫟烟之中作物の弁／櫟苗木芽留様の弁／肥培禁好の弁／葉虫并蟻を去る弁／接穗取様之弁／接句之弁／接人の利談／寄接之弁／櫟の実取納器／櫟の実取旬の事／櫟まけの薬／木の善惡により生実多少之事

（こ）で気づくことは、「植櫟考」が、大蔵永常「農家益」地之巻（享和二年刊）と全く同じ構成であり、文言もほぼそのまま踏襲したものであるということである。「ほぼ」というのは、最初の「櫟木總論」部分において、四倍以上もの大幅な加筆をしていること、各論最後の「木の善惡により生実多少之事」のあとに、まとめの一文が一丁強にわたって記されていることによる。

例えば、「櫟木總論」では、櫟木の植え付けにあたっては、眼前の利を求める商人が、農民を欺き櫟木を伐採していることを批判し、櫟木は年月を経て大利を得る有用植物（「とにかく町人等の申立は、眼前の道理におもはるゝものなれども、年月を経ての大利とハ、はるかにおとれるものなり」）であると説いていることや（櫟木は実を付けるまで、少なくとも五年はかかり、最も多く収穫できるまで）「二～三〇年は要するといふ」、武士の屋敷には、無益の庭木を植えるより、武備に有効（櫟木は弓材ともなる）な櫟を植えるべき、と論じていて、「きそ」と、武士の精神論に引きつけて、櫟木植栽の効用を説いているのである。また、各論のまとめの部分では、「尾張御領へ年々大坂表より買入相成候生蠟五万両程、鬱附油・さらし蠟五千両程、

弓材二百両ほど、その余漆何程歟、何れも他所へ散財の分、その国に出来る時ハ、是はかりにても御國の益一かたならず、ましてその余満あふる、に及て、他國へ御私相成時の大益、實に尋常の紅葉と見なすことなかれ天保十五年神無月 櫟もみちのむなしく風にちるををしミて書しるし侍りぬ」と記されている。これら總論とまとめの加筆部分は、玩竹斎による補訂部分と考えられはしないだろうか。まとめの部分から判断するに、玩竹斎は尾張藩の関係者である可能性は高いようと思われる。

いっぽうで、植栽の技術・方法を記す各論は、文章だけではなく図の多くも「農家益」地之巻と一致している。この部分は花山亭の著述にかかるものであろうか。そして、最後に南陵による「追考」「贊言」が記されている。これは「本草綱目」に見える櫟木の特色などを、漢文体を用いてまとめたものである。

ところで、「農家益」については、「櫟木栽培技術に關する限りでは、その技術内容がそれほど豊かでない」⁽³³⁾との指摘もあり、同書をもとにした「植櫟考」も当然ながら技術面での新知見は示されていない。おそらく花山亭や玩竹斎は、互いに櫟木植栽の経験はなく、単にその植栽から得られる経済効果（國益）に注目し、それを喧伝するために天保一五年一〇月に「植櫟考」をまとめたのではないかと考えられる。それに対して、玩竹斎の知人である南陵が、同年一月に序文や追考を寄せたのである。

このような性格の「植櫟考」を、慶勝はどうにして入手したのである。ううか。この点で注目すべきは、巻末に以下の識語があることである。

〔史料4〕

嘉永七甲寅歲夏六月於東都
市谷官舎

櫟園

田中儀膳写（朱書・ママ）

これによれば、慶勝の黄丸印御本箱にある「植櫻考」とは、嘉永七年（一八五四）六月に、尾張藩の上屋敷市谷邸の長屋（官舎）において、「田中儀」なる人物が筆写した書物であつたことが判明する。この頃には、市谷邸の長屋に「櫻園」なる場所があつたようにも解釈できるが、結論を先にいえば、これは「田中儀」の号に相当する（後述）。

「田中儀」とは、嘉永六年一二二月一六日、慶勝の御小納戸役となり、翌年一月八日に御小姓頭・安政二年（一八五五）一月一八日に徒頭、同三年六月一七日に御広敷物頭・御小納戸頭取御広敷掛を兼帶した田中虎助（虎三郎）のことである。虎助は、嘉永七年六月朔日に「儀兵衛」と改称しているのである。³⁴⁾

慶勝の所持していた「植櫻考」は、田中儀兵衛の筆にかかるものであつたが、ここで気になるのは、筆写が慶勝の命によつたのか、それとも側近である儀兵衛の自発的な献本であつたのかどうか、ということである。後で述べるように、儀兵衛は「植櫻考」とは別の書物を自発的に献本している形跡も見られ、判断に迷うのだが、第四章で指摘するように、「植櫻考」に関しては、慶勝の命による筆写だと思われる。

いずれにしろ、儀兵衛は慶勝の側近であつただけに、その櫻木植栽事業に一定の関わりを持つていたと考えられ、如何なる人物であつたのかを把握しておく必要があるだろう。嘉永・安政期の経歴は前に述べた通りであるが、「藩士名寄」によれば、安政七年二月一八日に死去したとある。その遺跡を継いだ人物こそ、田宮如雲や丹羽淳太郎（賢）、中村修之進（修）ら尾張藩勤王家の同志にして、維新後は文部行政の最高責任者となり、ついで司法大臣や枢密顧問官を歴任した田中不二麿なのであつた。³⁵⁾

和漢の学や詠歌・茶事に通じた博学の土富永直三郎（範）の次男に生まれ

た儀兵衛は、尾張に土着した田中家六代目を養子相続し、亮寅^{ひんゆう}と名乗つた。其風堂山君や櫻園を号としている。幼児より文事を好み、細野要斎（崎門学徒・明倫堂典籍）らと交流をもち、安政四年春には、要斎の著作『尾張名家誌』上下一巻を、弟富永半平とともに刊行している。儀兵衛は、楠木正成を尊崇した勤王家でもあり、安政三年には楠公祭を執行し、さらに浅見絅斎作「楠謡曲」を慶勝および同父の松平義建に献呈したといわれる。特に慶勝へは、「先哲叢談」所収の絅斎伝を加筆して献じ、これを悦んだ慶勝は、酒宴の際にこの謡曲を詠わせたともいう。儀兵衛は、慶勝の楠木崇拝にも関わった人物でもあつたのである。黄丸印御本箱（表1）にある「楠謡曲」²⁸⁾は、儀兵衛の献呈本であつたのかも知れない。

『子爵田中不二麿伝』によれば、儀兵衛は「性質温厚篤実、小心翼翼々てあつて、職務上に付その責任を感じて、自殺されたのたそうて、孝子たる不二麿から見れば、何でもなく容易に解決の出来ることであつたらしい、今其詳細を知ることの出来ぬのを遺憾とする」とあり、詳細は不明ながらも死因は自殺であつたという。同書の死亡日は、「藩士名寄」と異なり、安政七年二月二二日で享年四九とある。墓は、二代徳川光友以来、尾張家とも縁が深い八事山興正寺（名古屋市昭和区）にある。

さて、黄丸印御本箱目録（表1）には、慶勝の筆にかかる「櫻木覚書」²⁷⁾という留書も含まれている。これは、櫻木を植えた場所、本数などを備忘的に記したものであり、櫻木の特色や効用を説いた書物ではない。慶勝による櫻木植栽の具体的展開を知るうえで、重要な史料であるため、次章において検討したい。

なお、「植櫻考」以外に、慶勝が櫻木についてどの程度の知識を有していなかったのか、把握できる書物としては、「御側御書物目録」に「櫻木略説」

「櫟木一巻」の一冊が記されている。そのうち、「櫟木一巻」は現存しないため、どのような書物であったかは解らない。しかし、「櫟木略説」は徳川林政史研究所に伝来しているので、以下その内容を摘要しておこう。

①諸国で財政不足に陥っているのは、世の氣風が衰え、悪い風習が行

われているためである。

②悪い風習を克服し、財政再建を成し遂げるには、貨殖(利殖)をはかることが不可欠である。

③貨殖の近道は、九州地方(特に松江・福岡などで盛んな櫟木を植えて、生活必需品の煉油・蠟燭・漆・弓材を得ることである。

④かつて水戸光圀も、領内に漆・楮・櫟などを植え付け、蠟燭・煉油・漆紙などの不足を補つてきた。

⑤原野など不要な土地に櫟木を受けてはどうか。種は松山種が最良であり、苗場の作り方・接ぎ木の方法・接ぎ穂の選び方などには口授がある(ので参照してはどうか)。

⑥筑前や松江では、櫟木役所を取り立て、その栽培と運用を行い、大きな成果をあげている。

⑦植林に詳しい者を取り立て、櫟木植栽を始めれば、一〇年以内に国益として見るべきものがある。

このように、財政を再建するうえで、櫟木植栽がいかに効果的であるかを、各地の事例とともに推奨しているのである。ここで看過できないのは、

この書の著者が、「植櫟考」の補訂者玩竹斎であったことである。文末にその名が記され、同人が尾張藩関係者である可能性をさらに高くしているのである。したがって、この「櫟木略説」は、簡潔ながらも「農家益」地之巻の影響を受けていたものと察せられる。実に、ここで最良と指摘され

る「松山種」については、「農家益」地之巻所収の「種子撰之弁」に、「此内松山種を最上」とす「九州筋新なる実植は、みな此松山種なり」と指摘されているのである。⁽³⁷⁾ 「植櫟考」にも全く同様の記載があるので、今までもない。

以上をまとめると、慶勝は玩竹斎や南陵が関わった書物を通じて、櫟木に関する知識を習得しており、櫟木が財政再建に効力を発揮する有用植物であることを十分に認識していた。しかもその書物は、櫟木植栽の普及に大きくあずかった大蔵永常著「農家益」の影響を強く受けた。「農家益」は、技術内容に疑問があると評価されるが、少なくとも慶勝が植栽の基本を押さえうえでは有益だったに違いない。そして、書物の収集にあたっては、実直かつ忠実な田中儀兵衛のような側近(御小納戸・御小姓)が関与しており、いきおい櫟木植栽事業においても、彼らの参画が十分に予想されるのである。

四 櫟木植栽の実施—「富國強兵」の模索—

それでは、慶勝は櫟木の植栽をどのように実施し、その理念はいかなるものであつたか、西国諸藩の財政再建策や殖産興業策と比較して違いは見られたのか、そして慶勝の藩政改革とどのように関連するのかを具体的に検討してみよう。

櫟木植栽にあたつての慶勝の目的・理念を知るうえで、最も重要な史料は、「富國濫觴」(徳川林政史研究所所蔵)という書付である。在国中の慶勝が、安政二年(一八五五)九月二八日に記した自筆の書である。嘉永期から始めた櫟木研究の成果が、以下のように示されている。

〔史料5〕

此度地方奉行中根帶刀与申談する櫛木之実ハ、富国之第一たるは我国之西東にて専行るゝと申、東ハ奥羽の間櫛木ニ富者秀たるハ会津、其外にも莫大之利ありと申及し、西国邊にてハ、雲州を始として四国・九州に充满したり、其櫛実を売而求万金、民富自富國強兵之基をたつ事若干なり。我尾張國毎年國衰、民離散する事以古今を見れ者人民遙滅、是以我我憂るところなり、是ニ付相考るに、余嘉永之初櫛木之國益あるを賞シ、將富民、孔子之言にて子富めて父母貧しきものあらずとある時ハ、今是を用て可也、民豊なれハ、自商人民を望而民ニ帰する道理、民貧ければ自商ニなる事明鏡なりき、右様行届候得者廃地も為上田、切山為田も民少けれハ是を行ものなし、子曰[民は國之本]ニ堅けれハ国安と、安政二年秋中根帶刀に令して櫛実を好へき者あれは、是を必官府をさして願出れハ実を授すへし、其億兆之民之内好むへからざる者あれは除之、絶而官府之利なき民に無窮之利あり、國家之大幸なり、乗与を以済渭を渡すの類にあらざる事遙遠シ、今此法令を国内に示し、富國強兵之濫觴なすへき事近きにあるのみ 安政二年秋九月廿八日

櫛木是迄不出来有之、櫛木城内之分ハ勝手方江入へき事ニ付、此樹之義ハ跡廻しニ致、新ニ令を下候より法令ニ隨ひ取扱可申事、代官ニより此主意を示し代官より右之主意無相違様取扱肝要ニ候事
〔史料5〕によれば、慶勝は嘉永初年に、櫛木が「國益」をもたらす有用植物であると賞したとあり、家督後すぐに櫛木の有効性を認識していた。それゆえ、その詳細を知るために、側近の田中儀兵衛に、櫛木関連の書物を調査するよう命じたのである。嘉永七年（一八五四）筆写の「植櫛考」

はその成果のひとつと考えられる。

〔史料5〕には、櫛木植栽に関わった人物として、「地方奉行中根帶刀」の名が記されている。この人物は、天保年間に一〇代徳川斉朝の御側懸小姓などを勤めた経歴を持ち、慶勝襲封後は、嘉永六年八月二十四日に勘定奉行並（地方懸・公事方兼勤）、安政二年正月二日に勘定奉行本役、同四年三月二十日に、幸三郎から帶刀と改称している。⁽³⁸⁾ 慶勝が勘定奉行中根帶刀と「申談」じていたことから、その植栽事業は財政補填と関係していたことを想起させる。

しかし、注意すべきは慶勝が、櫛実を売つて「万金」を求めて、領民を豊かにし、「富國強兵」の基本を建てるることは覚束ないと指摘している点である。慶勝が最も憂慮するのは、農村の荒廃と領民の離散であり、この史料から明らかなように、慶勝は藩の財政を潤すこと以上に、領民の生活を安定させることこそが、「富國強兵」の根本と考えていたのであった。中根帶刀と相談したのは、彼が地方懸を兼勤し、地方行政に関与していたからに他ならない。このことから、慶勝が西国諸藩で隆盛を見たように、櫛実を専売化し、殖産政策を進めることで、財政再建を意図していたかどうかは疑問であると考える。⁽³⁹⁾ 孔子の言を用いて、「民は國之本」とい、櫛木の植栽は、「官府之利なき民に無窮之利あり、國家之大幸なり」と述べていたことから、あくまでも領民生活の活性化の手段として、その植栽を実行に移していくと考えられるのである。

すなわち、慶勝は「植櫛考」「櫛木略説」などを介して、櫛木の有効性を習得していたが、玩竹斎や南陵が示した財政再建築としての効果というよりも、むしろ領民撫育のための効果に期待を寄せていたといえるのであ

る。慶勝のいう「国益」とは、藩財政を潤沢にすることではなく、領民生活の安定・領民の安堵に他ならない。その先に「富國強兵」が達成されると見越していたのであった。まさに、農民生活の立て直しのため、櫟木の植栽を推奨した大蔵永常「農家益」の精神を、玩竹斎ら以上に強く受けついていたことになろうか。

さらに、細井平洲「啜鳴館遺草」が示す「臣民の父母」たる理想の領主を追究する事業として、植栽事業を位置づけていたことにもなる。植栽を通じて領民撫育をはかり、領民からの服従を獲得しようという姿勢は、第二章で見たように、平洲の思想に通底するものであった。それを慶勝が意識していたことは、「御側御書物目録」の検討で見た通りである。

以上のことから、慶勝の櫟木植栽事業とは、寛政期への「復古」を目指す慶勝の藩政改革と軌を一にしていたのであり、その改革政治の根幹をなす「富國強兵」のための重要な手段であつたといえるのである。領民へ強制的に櫟実を下賜するのではなく、「櫟実を好へき者あれは、是を必官府をさして願出れハ實を投すへし、其億兆之民之内好むへからざる者あれは除之」とあるように、領民側の事情も考慮していたことは、撫育の姿勢にかなうものであった。

そして、「史料2」でみたように、「人民撫育」のためには、家中の「上下一致之力」を尽くすことが不可欠であつた。この点、櫟木が武備に有効な弓材ともなつたことは、土風刷新・質実剛健の気風を模索するうえで有効でもあつた。櫟木植栽は家中の意識を統一し、さらに向上させる事業の一環でもあつたのである。

〔史料5〕には、「櫟木是迄不出来有之、櫟木城内之分ハ勝手方江入へき事」とあるように、すでに安政二年以前から、城内や邸内で櫟木を育成し

ていたことがうかがわれる。おそらく領民頒布用の櫟実を栽培していたのである。

先に保留とした黄丸印御本箱目録(表1)所収の「櫟木覚書」(27)は、嘉永末年から安政初年にかけての櫟木栽培記録であり、慶勝自筆の留書であることから、慶勝自らが櫟木を管理していたことをうかがわせる貴重な史料である。

〔史料6⁽⁴⁰⁾〕

市谷邸

西御殿留場

一ヶ所植付場ニ蒔置處ノ苗、安永元甲寅冬奉行取扱、二合五勺

同蒔置處ノ苗五勺

安政元冬甲寅十二月五日、内庭苗蒔付ル、數不相分、来春ノ由苗場出

來二ヶ所

安政二年二月一日櫟木植置處、木百三十九本

(空白)

戸山

是迄雨露ノ為ニ生木シタル櫟木奉行見分ス、嘉永七甲寅冬見出、尤小樹ノ由、先二十本迄ノ由

十二月七日命櫟奉行、同所又六伝授シ、苗場出来サセ候義談置候事
(空白)

尾張下庭分下屋鋪共

嘉永七甲寅冬宗兵工取扱ニテ得處ノ櫟実十七貫余ト謂、此蠟燭ニ出来

二十挺江戸廻、跡在尾惣計八十挺トイウ、試付火不払

苗場

桜道植置處ノ苗一升ト謂

有合櫨木

千木程内是迄捨置故不分明ニ候處、今度發明致候故ヲ以探索候得ハ、

寒ヲ結候程ノ櫨木凡二十本ト謂

安政二年夏、向屋鋪櫨木一本大樹有コト見出、奉行心得ノコト

(空白)

表鉤ノ分

嘉永七甲寅冬、只助取扱ニテ得処ノ寒三百俵私ニテ六十金余ト謂

新殿明地ニ蒔置処ノ苗弐升程

熱田初近郷新規植付ル処ノ櫨木二千本ト謂、只助取扱ニテノ事也

城下接木

九十四本

接穂二百弐拾四口

城下植増

百一本

新殿不足ニ付、同年十月蒔足候分三升程

(空白)

百無遺場

安政元寅奉行見分、此日十二月十二日一番前一本有ト謂、外ニハ不見

由

(空白)

この史料から、簡潔ながらも、邸内や城内・城下などに植え付けられた櫨木や櫨実の具体的な様子がわかる。各場所ごとに数丁分の空白があり、安政二年以後も記録を付けていく予定であったことをうかがわせるが、書き込みはない。

これによれば、江戸上屋敷の市谷邸西御殿には、苗の植付場や苗場があり、安政二年には櫨木一三九本を植えたこと、下屋敷の戸山邸の項からは、「櫨木奉行」「櫨奉行」の名が見え、小樹二〇本が生育していること、苗場をつくるうえでは、「又六」(庭の手入れを行っていた者が)の伝授があつたこと、などがわかる。

このうち、市谷邸西御殿は、もともと当主の子弟などの居所として設けられていたが、住むべき主の死去が重なり、文化初年には一旦解体され、跡地は畠地として利用されたことがあった。文政六年(一八二三年)前後に、一〇代徳川斉朝の養子徳川斉温の邸宅として再建されたが、利用されたのはわずかに数年で、天保期以降はなし崩し的に解体され、慶勝襲封後は、本格的に解体作業が進められていた。⁽⁴¹⁾慶勝は不要の地となつた西御殿の敷地に苗場をつくり、櫨木育成の場として再利用していたのである。また下屋敷の戸山邸では、花壇や田地があつたことが知られている。⁽⁴²⁾こうした場所に櫨の苗を植え、「櫨木奉行」に管理をさせていたのであろう。

いっぽう、「尾張下庭分下屋鋪共」以下からは、名古屋城下における櫨木の生育が知られる。「下庭」とは、名古屋城北側にあつた⁽⁴³⁾下御深井御庭(現在の名城公園)、「下屋鋪」は、名古屋城東南にあつた御下屋敷(現在の名古屋市東区葵一丁目あたり)のことである。ここでは、「宗兵工」の取扱いで櫨実ができる、二〇挺の蠟燭を江戸に回送したとある。苗場があつた「桜

道」とは、下御深井御庭にあつた道筋で、二代光友の頃に桜が植樹されたため、この名が付けられた。⁽⁴³⁾打ち捨てられた一〇〇〇本程の櫟木は、接木

の研究成果により、櫟木二〇本に実が付いたとある。「櫟木ノ覚書」の下限である安政二年夏には、「向屋鋪」(後述)に櫟木一本の大樹が見出されたとも記される。「新殿跡地」⁽⁴⁴⁾とは、文政一〇年(一八二七)に、一〇代斉朝が下御深井御庭の一隅に設けた隠居屋敷(新御殿)のことと、嘉永三年の斉朝死去により、慶勝によつて解体された御殿である。⁽⁴⁵⁾ここでも跡地を再利用している様子がうかがわれる。また、熱田ほかその近辺には、新規植付の櫟木が二〇〇〇本あつたといい、「只助」がそれを取り扱つてゐる。

城下で接木したのが九四本、植穂が二三四口、植増が一〇一本であつたことも、この史料から判明する。「百無遺場」は、場所がどこか不明である。

以上のことから、慶勝は、江戸屋敷や名古屋城内の不要な土地を再利用しながら、櫟木の植栽とその生育を進めていたのであり、実際の栽培・管理は、「櫟木奉行」(おそらく御小納戸などの側近が任命されたのだと思われる)のもので、「又六」「宗兵エ」「只助」ら庭の管理に従事した者たちがあつていた。その様子は、たびたび慶勝のもとに言上され、慶勝が直接管理・把握していたことは、「櫟木ノ覚書」が示すとおりであり、慶勝の主導によつて行われていたのであつた。櫟木が武家有用の植物であつたことからすれば、慶勝の手許でこれらの植栽が進められたことは、慶勝が家中に対して模範を示すことにもつながり、家中の引き締めにも効果をもたらすものであつたといえよう。⁽⁴⁶⁾

また、「史料6」「櫟木ノ覚書」には、以下のよつた切紙が挿入されており、櫟木と思われる樹木の植え立て場所と本数が記されている。

〔史料7〕

八月十三日申上候
式百三拾本之外

一百四本
北外御土居

一拾九本
向御屋敷

一拾六本
鈴久山下

メ百三拾八本^(マツヤ)

右之通ニ御座候
八月廿二日

〔史料7〕に年代は記されないが、嘉永末年から安政初年頃の書付と思われる。差出は慶勝の御小納戸か御小姓で、宛先は慶勝であろう。八月一三日に言上した櫟木三三〇本のほかに、新たに一三八本(実際に計算すると一三九本だが)を各場所に植え立てたことを、八月二二日に報告しているのである。記載された場所は、いずれも名古屋城内である。

北外御土居とは、名古屋城三之丸の北側にあつた北土居のことかと思われる。清水門より鬼門角まで全長二一〇七間(約三七七m)、幅一一間(約二〇m)の土居であつた。⁽⁴⁷⁾この地に一〇四本もの櫟木を植え立てている。向御屋敷は、二之丸御殿の南側にあり、向御庭南屋敷ともいわれた。江戸初期には両家年寄(付家老)の成瀬家・竹腰家の屋敷があつたが、両家の屋敷が三之丸に移転した後は、御小納戸支配の奥取扱いの場所となつていて。馬場御殿や弓場御殿など、藩主の武芸修練場であるとともに、徳川家康死後、御三家に頒布されたいわゆる「駿河御譲本」などを収納した御文庫(表御書物蔵)もここに設けられていた。⁽⁴⁸⁾この地に一九本の櫟木を植えたのである。また、鈴久山は、「源順様御代下御庭図面」によれば、下御深井御庭

の蓮池の北側にあつた築山である。西側には西鈴久山も築かれ、木橋で繋がつていた。その北側には、寛永一五年（一六三八）創建の松山御茶屋が設けられていた。鈴久山の南側（下側）には、「御植込」と墨書きされた場所が三か所見られるので、このどこかに櫟木一六本を植えたのである。⁽⁴⁹⁾

それでは慶勝は、植栽用の櫟苗や実をどのようにして手に入れていたのであろうか。慶勝の日記⁽⁵⁰⁾からは櫟木に関する記事を確認でき、入手方法もごくわずかだが垣間見ることができる。嘉永二年から安政四年までの日記（第八冊目から第二六冊目）を確認したところ、安政二年の日記（第一三冊目）に、以下のようないわゆる櫟木に関する記述がある。

〔史料7〕

今朝六時三分供^{（拂）}にて紅葉山予参

小石川（水戸上屋敷）御出有、例之通帰ハ四半時ニなる、委細公務録ニ

誌有

松平攝津守殿（高須藩主・松平義比、のち一五代徳川茂徳）江申遣候、会津文通、櫟木之実頬遣ス

（正月一七日条）

遠氏（遠藤胤昌・松平義建の弟）より年頭書來、昨日櫟木之儀^{（付而ハ）}⁽⁵¹⁾長與罷出、委曲相分り植之種至来之筈也

（正月二一日条）

常例目見…（中略）…

明日三奉行呼出申付候事

友四郎之義、頻ニ角亭（高須藩邸）より申来ル

会津より添之木実三袋兼約ニ付而来、古書ニ添絵面等來、直ニ田中寅

三郎被渡事

ここから確認できることは、慶勝が、実弟松平容保が藩主をつとめる会津藩に櫟実を依頼していたことである。ただし、實際にもたらされたのは、同じ蠟の原料となる漆^{（漆美）}三袋であった。会津藩が漆蠟の産地であることはよく知られているが⁽⁵²⁾、どうも慶勝は「史料5」でも見たように、「東ハ奥羽の間櫟木ニ富者秀たるハ会津」と記すなど、会津を櫟の産地と誤解して不向きで、むしろ会津では寒さに適した漆木の植え立てが盛んであった。

会津の漆実は、いわゆる蠟、鉛、紙などとともに、はやくから藩の定留物とされ、領外に移出することを禁止されていたが⁽⁵³⁾、兄弟のよしみで異例の措置がとられたものか、容保から慶勝へ、古書・絵図面とともに漆実が提供されていることは留意したい。これらを取り扱ったのは、先に見たように「植櫟考」を筆写した田中儀兵衛（虎三郎・御小姓頭）なのであった。

また、正月二一日条にあるように、「長與」なる人物が、櫟木の種に関わっていたことも注目できる。結論からいえば、この人物は、京都の豪商

茶屋家の分家であり、尾張国名古屋の茶屋町に呉服屋を構えた尾張茶屋家八代目当主の茶屋良與（文政二年ヘ一八一九）～明治一年ヘ一八七八）のこ⁽⁵⁴⁾とである。本家茶屋家と同様、幕府呉服師として将軍の召服御用を務めるいっぽうで、尾張家に附属し、藩主の呉服調達だけではなく御側御用にも関わった。代々中嶋新四郎を名乗つたが、家督後ただちに出家し、藩王の側近に伺候して、登城の扈從、將軍や老中・諸大名への内使、音信贈答、供應接待などに関与し、商人でありながらも、苗字帶刀や騎乗の待遇も許されるなど、士分にも属する特異な家であつた。茶屋良與は、俗名を中嶋新四郎延光といい、家督相続して出家し良與を名乗つた。明治二年（一八六九）に長與と改称し、士族に編入され、中嶋の姓に復している。良與の

御側御用については、元治元年（一八六四）から慶應四年（一八六八）にかけて、慶勝の情報収集や写真御用などの一環として、錦絵の購入にあたつていたことが知られるが⁵⁴、「ここでは櫟木の運用についても、なにがしかの御用に関わっていた」とを指摘しておきたい。

いうまでもなく〔史料7〕は、櫟木や櫟実（漆実）の入手に関するほんの一部の記述である。〔史料6〕で見た櫟木の本数からすれば、別の入手先もあったことは疑いない。櫟蟻が盛んな西国地域で、慶勝が交際を持った大名といえば、薩摩藩主島津斉彬、宇和島藩主伊達宗城、津藩主藤堂高猷らの名を挙げられるが、慶勝の日記からは櫟木（寒）を介しての交流は見当たらない。往復書状の中から櫟木に関するやり取りが出てくるのかどうか、今後の課題としておきたい。また、慶勝の櫟木植栽事業が全藩的規模で行われたのかどうか、〔史料5〕からは、法令を発したことや、代官の命に従つうようになどと書かれているが、その詳細は現段階では確認されない⁵⁵。

おわりに

以上、徳川慶勝の藩政改革と櫟木植栽事業について検討してきたが、本稿で指摘したことをまとめると、以下のようになる。

①慶勝による櫟木植栽は、寛政期への「復古」を政治理念とした藩政改革の一環としてすすめられ、緊急の課題である財政再建としてよりもむしろ、領民撫育を通じた「富國強兵」を目指して行われたものであつた。したがつて、九州など西日本各地で奨励されたような、殖産興業策と直接関連づけられるものではないと考えられる。ただし、植付られた櫟木の数を見ても、領民撫育策として如何ほどの効果を發揮したのか、疑問なしとし

ない。しかし、櫟木を財政補填のために有用と見たのではなく、領民生活の安定・活性化のために有用と考えたのは、櫟木に対する慶勝の認識として、一定の評価を与えるも良いのではないか。領主の樹木活用という観点からも、注目できる事例といえよう。

②櫟木植栽は、藩主慶勝の主導のもとで、御小納戸・御小姓などの側近や、御用達商人であつた尾張茶屋家が事業に関与していた。それゆえ、植栽を進める際も邸内や城内の奥取扱いの場所が選定され、慶勝の直轄下に置かれていたといえる。すなわち、ここで取れた櫟実を領民に颁布することで、領内へ利益をもたらす計画であつたと考えられる。こうした慶勝主導による政策は、写真御用や海防政策などでもしばしば見られるところで、理想の領主像を追究しようとする慶勝の姿勢を示すだけではなく、単に慶勝自身の性格に因起するものとも解される。

ただ、「櫟木ノ覚書」が安政二年までの分しか記載されないように、それ以降、恐らく櫟木植栽事業は十分に展開することなく、自然消滅していくものと想定される。よく知られているように、同二年以降、慶勝は藩政だけではなく、対外問題や幕政など、国家的課題に積極的に関わるようになった。結果、同五年には、不時登城事件を起こし、そのため幕府から隠居・謹慎に処せられる。その後復権したとはいえ、藩内の派閥抗争に巻き込まれ、さらには將軍上洛、公武周旋、長州問題などの中央政局にも関わった慶勝であれば、櫟木の植栽に直接関わる時間的・精神的な余裕は得られなかつたのではないだろうか。櫟木が生長し実をつけるまでには、少なくとも五年はかかるという。しかも最も多く収穫できるには、二〇年以上もの年月が必要であった。仮に嘉永・安政頃に植えた苗が、無事生長し実を結んだとしても、その時すでに幕府は瓦解し、慶勝も藩政主導を行え

る立場にはいなかつたのである。

註

(1) 長野寛「櫨・蟻」(永原慶一・山口啓二編『講座・日本技術の社会史』第一巻、日本評論社、一九八三年)。

(2) 徳川林政史研究所所蔵。天地人の三画がある。なお、同所蔵本には、いずれも裏表紙に「茂松園藏書」と墨書きがあり、一丁目に三五畳×三五畳の方形「徳川」の印が押されている。

(3) 野口喜久雄「櫨樹栽培の発達と優良品種の伝播」(九州大学教養部『歴史・地理学年報』一号、一九七七年。のち同『近世九州産業史の研究』吉川弘文館、一九八七年所収)。野口氏には、櫨木に関する農書を比較・検討した「近世における櫨樹栽培技術の成立と展開」(『九州文化史研究所紀要』一五号、一九七〇年、のち前掲書所収)もある。

(4) 吉永昭『近世の専売制度』(吉川弘文館、一九七三年)所収の「産物会所仕法一覧表」。

(5) 例えは、田中彰「長州の櫨と蟻」(地方史研究協議会編『日本産業史大系』七、中国四国地方篇、東京大学出版会、一九六〇年)、圭室説成「肥後の蟻」(同八、九州地方篇、一九六〇年)、吉永昭・横山昭男「國産獎勵と藩政改革」所収「松江藩における藩政改革」(『岩波講座日本歴史』11・近世3、岩波書店、一九六三年)、野口喜久雄「熊本藩における藩堂製蠟業」(『社会経済史学』三八卷三号、一九七二年、のち前掲書所収)、三好昌文「宇和島藩における製蠟業と専売制」(渡辺則文編『産業の発達と地域社会—瀬戸内産業史の研究—』渓水社、一九八一年)、梶原良則「幕末佐賀藩における殖産興業政策の展開—櫨専売制を中心として—」(『九州史学』八一号、一九八四年)、木原溥幸「富國策と軍制改革」(藤野保編『統佐賀藩の総合研究—藩政改革と明治維新—』吉川弘文館、一九八七年所収)、のち木原『幕末期佐賀藩の藩政史研究』九州大学出版会、一九九七年所収などがあり、註(1)長野前掲論文も、九州地方の櫨木栽培を概観しつつ、佐賀藩などの事例を探り上げている。また、近畿地方の一例として、笠原正夫「紀

州藩の殖産政策と蠟燭仲間」(安藤精一編『近世和歌山の構造』名著出版、一九七三年、のち同『紀州藩の政治と社会』清文堂出版、二〇〇一年所収などもある。なお、各地の櫨木植栽や蠟専売の概要を知るうえでは、註(4)吉永前掲書、堀江保藏『我国近世の専売制度』(臨川書店、一九七三年複製版)、深津止『燈用植物』(ものと人間の文化史50、法政大学出版局、一九八三年)が有効である。

(6) 大崎晃「木曾山における年貢木制廢止後の漆木植栽策考—尾張藩の享保林政改革を中心に—」(徳川林政史研究所『研究紀要』四二号、一〇〇八年)。

(7) 名古屋市蓬左文庫編『尾張徳川家系譜』(名古屋叢書三編第一巻、名古屋市教育委員会、一九八八年)二四一・一八五頁。なお、義怒が慶恕と改めたのは嘉永二年七月九日で、慶勝と改名したのは万延元年(一八六〇)九月二六日である。

本稿が対象とする嘉永・安政期では、徳川慶恕と記すのが正確であるが、本稿では一般に通用している徳川慶勝と表記して進めたい。

(8) 「世統一世記」(徳川林政史研究所所蔵)。本史料は、安政五年(一八五八)の不時登城事件以降、謹慎生活をおくった慶勝が、自らの事績を振り返ってまとめた自筆本である。

(9) 以下、慶勝の藩政改革については、名古屋市役所『復刻版名古屋市史』政治編第一(愛知県郷土資料刊行会、一九七六年復刻)二〇七・二三四頁、名古屋市教育委員会編集・発行『三世紀事略』(名古屋叢書第五巻・記録編)(一)、一九六二年)三五一・四〇頁、新修名古屋市史編集委員会編『新修名古屋市史』第一四卷(名古屋市、一九九九年)八一〇・八一五頁、岩下哲典「改革指導者の思想的背景—徳川慶勝の晝齋、直筆『目録』の分析—」(『季刊日本思想史』四三号、一九九四年、のち同『改訂増補版幕末日本の情報活動—「開国」の情報史』雄山閣、二〇〇八年所収)に大きく依拠している。以下、特に注記がない場合は、これらの諸文献を参照しているものと解されたい。

(10) 「文公自書類纂」第一冊(徳川林政史研究所所蔵)。なお、史料引用中の読点、注記等は、筆者が適宜付与したもので、以下も同様である。

(11) 同右、第一冊。

(12) 同右、第二冊。

(13) 前掲『新修名古屋市史』第四巻、八一〇頁。

- (14) 前掲「文公自書類纂」第一冊。なお財政問題については、所三男「藩政改革と明治維新(尾張藩)」(『社会経済史学』第三二巻五・六号、一九五七年)、のち林董一編『尾張藩家臣団の研究』(名著出版、一九七五年所収)も参照。
- (15) 「嘉永三庚戌秋 大風雨書類」(徳川林政史研究所所蔵)、名古屋市蓬左文庫編『松濤桿筆抄』下(名古屋叢書三編第十巻、名古屋市教育委員会、一九八六年)五九、七〇頁。
- (16) 徳川美術館編集・発行『尾張の殿様物語』(一〇〇七年)五四頁。
- (17) 「文公自書類纂」第四冊。
- (18) 大村有隣『名古屋城並尾張藩国防の研究』(助愛社、一九三七年)、岩下哲典『幕末名古屋藩の海防と藩主慶勝—藩主の主導による海防整備の実態—』(『青山学院大学文学部紀要』三三号)、のち岩下前掲書所収)参照。
- (19) 岩下同右論文。前掲『三世紀事略』には、慶勝の行動として「藩士の怠惰を警策するが為めに、之を城中に徵し、其読書・講議を聴かれ、武技を演習せしめ、或は郊外に出て各隊の練練、大炮の發射を検閲せらるゝ等、殆ど虚日なかりき」とある(三九頁)。
- (20) 前掲「世統一世記」。
- (21) 註(14)所前掲論文によれば、九代宗睦は、ロシア使節ラクスマンの根室来航を受け、寛政五年に知多半島の海防を厳にするとともに、異国船渡來時の手配を定め、翌年には大番組を主力とした寄合組・馬廻組の拡充を図るなど、軍備の再編を進めていた。また、京都・大阪への軍勢手配を定め、戦時の給与令や非常備蓄制の改正も行っていた。
- (22) 近松彦之進については、「藩士名寄」(徳川林政史研究所所蔵)、「尾張勤王家履歴」(名古屋市蓬左文庫所蔵)参照。
- (23) 宗睦の改革政治については、前掲『新修名古屋市史』第四巻、三一四八頁参照。
- (24) 「文公自書類纂」第五冊。
- (25) 同上、第四冊。
- (26) 註(9)前掲岩下「改革指導者の思想的背景—徳川慶勝の書翰、直筆「目録」の分析」。
- (27) 細井平洲については、東海市史編さん委員会編『東海市史』資料編、第二卷(愛知県東海市、一九七九年)三九、四二頁、前掲『新修名古屋市史』第四巻、一三、一八頁参照。
- (28) 小川和也「牧民の思想—江戸の治者意識—」(平凡社選書、一〇〇八年)二四九、一五九頁、前掲『新修名古屋市史』第四巻、三四、二六六頁。
- (29) 「御冥加普請之記并図」(徳川林政史研究所所蔵)。
- (30) 残念ながら、この三名の出自や経歴は全くわからない。後述するいくつかの状況証拠から、少なくとも元竹斎満至や艸々庵南陵は、尾張藩の関係者とも思われるが、断定できない。なお、「植櫟考」は名古屋市蓬左文庫にも一冊架蔵されている。
- (31) 註(1)前掲長野「櫟・蠶」二七五頁。
- (32) 「大和本草」(古事類苑)植物部一、吉川弘文館、一九七一年、四七四頁)によれば「^{ハシダ}櫟 漆ヌルデノ類、其材作弓、其葉秋紅ナリ」とある。
- (33) 註(3)前掲野口「近世における櫟樹栽培技術の成立と展開」(『近世九州産業史の研究』一一六頁)。
- (34) 前掲「藩士名寄」。
- (35) 西尾豊作『子爵田中不二麿伝』(大空社、一九八七年)一、七頁。以下、田中儀兵衛(虎助)の経歴については同書による。なお、儀兵衛・不二麿父子の祖先は、豊臣秀吉の家臣田中吉政であり、その子忠政のあと嗣子がなかったため、元和六年(一六二〇)に本家は断絶した。その一族が、秀吉の旧恩を慕い尾張に土着したという。秀吉と同じ桐紋を家紋としている。
- (36) 同研究所所蔵の「櫟木略説」は、「平準講仕法」「蓋徹問答」と表記される書き付けとともに一書にまとめられている。袋縞で、縦二七、一四、横一〇、〇四、墨付一〇丁の和本である。そのうちの一丁分が「櫟木略説」にあてられている。
- (37) 「松山種」は、宝曆・明和年間に、筑後國生葉郡の大庄屋であった竹下武兵衛(農人錦囊)の著者が作り出した品種。「松山種」は優良品種の筆頭的地位を占め、九州・防長諸藩などに伝播した。含蠶率が高く蠶質も良く、瘦地にも適したことから、昭和初期にも農林省の栽培助成品種のひとつに入っている(前掲野口「櫟樹栽培の発達と優良品種の伝播」『近世九州産業史の研究』一一九、一四)

三頁)。

(38) 前掲「藩士名寄」。

(39) 実際に、財政再建のために取られた方策は、有力町人からの献金と債権放棄の誘発であった(註(14)前掲所「藩政改革と明治維新(尾張藩)」)。

(40) 「櫛木ノ覚書」(徳川林政史研究所所蔵)。

(41) 西御殿については、山本英一「尾張藩上屋敷西御殿の歴史と沿革」(東京都教育文化財団編『尾張藩上屋敷跡遺跡I』東京都埋蔵文化財センター発行、一九九六年所収)参照。

(42) 渋谷葉子「尾張徳川家江戸屋敷」市谷・麹町・戸山・絵図集成(新宿区生涯学習財團・新宿歴史博物館編集・発行『徳川御三家江戸屋敷発掘物語—尾張家への説い—』展示図録二〇〇六年所収)。

(43) 名古屋市教育委員会編集・発行『金城温古錄』四(名古屋叢書統編第十六巻、一九六七年)六・七、四一頁。

(44) 内藤昌「名古屋城の歴史」(『日本名城集成 名古屋城』小学館、一九八五年)五八頁。註(41)前掲山本論文。

(45) 嘉永・安政期に、慶勝は櫛木だけではなく、屋敷内に計三八〇本の梅木も植え、その実で梅干を作り、合戦の際の兵糧として蓄えていた(徳川慶勝「梅樹五出美紀」徳川林政史研究所所蔵)。「五出」とは花弁が五枚あることの意)。櫛木植栽とともに、常に合戦を意識し、士風刷新を企図しようという慶勝の意識をうかがえるのではないか。この梅木・梅干の管理は、「梅実提督」と命名された小出半右衛門があたっていた。小出は、慶勝襲封以前の弘化二年(一八四五)以降、嘉永七年まで御側物頭兼御小納戸頭取を勤めた側近である。

(46) 前掲『金城温古錄』四、一八〇・一八三頁。

(47) 名古屋市教育委員会編集・発行『金城温古錄』三(名古屋叢書統編第十五巻、

一九六七年)四三・六五頁。

(48) 一〇代斉朝時代の下御深井御庭の絵図で、徳川林政史研究所所蔵。

(49) なお、『金城温古錄』には、鈴久山の由緒を示す記載がない。同書二、三二頁には、松山御茶屋の項の前に、松山の説明がある。この松山が鈴久山の地に相当するので、一応、説明を引用して、後考をまちたい。「松山 御蓮池の北に在。一名、向ふ島とも云。松林多し。又、間桜・楓・萩等有り。又、春は松露、秋は茸(青はち)を生ずとなり。東の山麓は、野径に続く所、細谷川の流清く、岩間伝ひ、飛石を越渡れり。西は喬木森鬱たり。南は海の如き池に接し、白沙の洲浜は

濁波寄せ、其水反て東西の岸を浸せり」。

(50) 「徳川慶忍日記」(徳川林政史研究所所蔵)。これは、天保一〇年(一八三九)から文久元年(一八六一)までの全一九冊の日記である。

(51) 庄司吉之助「会津の漆と蠟」(地方史研究協議会編『日本産業史大系』三、東北地方篇、東京大学出版会、一九六〇年)など。

(52) 家世寒紀刊本編纂委員会編『会津藩家世美紀』第一巻(吉川弘文館、一九七六年)寛文五年一〇月六日条、一二一・一三三頁。

(53) 尾張茶屋家(新四郎家)については、林董一『近世名古屋商人の研究』(名古屋大学出版会、一九九四年)一九五・一六〇頁参照。

(54) 吉川美穂「尾張家十四代慶勝が購入した浮世絵—名古屋市蓬左文庫蔵「内密御買上物留」を中心に—」(竹内誠・徳川義崇編『金鏡叢書』第三十四輯、財団法人徳川黎明会、一〇〇八年)、林同右書、一三七頁。

(55) 大道寺家文書(徳川林政史研究所所蔵)中には、櫛実の蒔き方や接木のやり方を書き付けた「櫛まき方」という史料が存在するが、年記はなく慶勝の事業と関連づけられるのかどうか不明である。なお、同史料の表紙には「尾州知多郡村瀬福平」という作成者の名が記されている。

